

## V 推進に向けて

### 1 計画の推進に向けて留意すべき事項

本プランでは、「公共施設の保全・利活用基本指針」に基づく施設分類ごとに、「施設配置の基本的な考え方」として、施設の更新や廃止、更新の際の複合化等の考え方を示しました。

また、施設の耐用年数を60年と仮定した場合の各施設の更新の目安となる時期をまとめるとともに、「施設配置の方向性」として、22地区ごとに、地域特性や施設の状況を踏まえた公共施設の再編・再配置に向けた考え方を示しました。

今後、各施設が耐用年数を迎え、更新を検討する段階においては、本プランで示した方向性に基づき、具体的に周辺の公共施設との複合化や多機能化等による再編・再配置を進めることとなりますが、ここでは、その際に必要な取組や留意すべき視点等を整理します。

#### (1) 機能性・利便性の向上

公共施設の中には、市民ニーズの変化などから、施設の設置目的と利用実態が合っていない、又は有効利用されていない施設が存在しています。

このため、公共施設の更新に当たっては、単に施設総量の削減やコスト削減という施設管理者の視点だけではなく、既存施設の機能や利用状況などから見た課題を踏まえ、施設の機能性及び利便性向上の視点から複合化や多機能化を進め、地域や利用者にとって利用しやすい施設となるよう、構想段階から十分に留意しながら検討することが必要です。

なお、施設の更新時期のみならず、既存施設においても、様々な機会を捉えながら、用途の見直しや機能の再編・再配置を検討し、公共施設の機能性・利便性向上を図ります。

#### (2) まちづくりとの整合

人口減少や少子高齢化の進展、大規模災害への意識の高まりなどの社会情勢の変化により、目指すべきまちづくりの姿や市民が求める行政サービスの在り方は、多くの公共施設が整備されてきた昭和40年代から昭和50年代とは大きく変化しています。

こうした中、国においては、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境の実現並びに財政面及び経済面において持続可能な都市経営の実現に向け、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「立地適正化計画制度（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）」の考え方が示されています。

今後、公共施設の更新に当たっては、こうした社会情勢の変化やまちづくりの視点を踏まえるとともに、「新・相模原市総合計画」や「相模原市都市計画マスタープラン」などの上位・関連計画との整合を図りながら、再編・再配置を検討することが重要です。

なお、公共施設の中には、災害時における避難所として位置付けられている施設もあることから、公共施設の再編・再配置の検討に当たっては、災害時の機能の在り方にも留意します。

#### (3) 新たな公共施設の整備の考え方

「公共施設の保全・利活用基本指針」においては、延床面積を20%削減することを目標としており、目標達成のための基本原則として、「本市の今後のまちづくりの戦略上重要な施設の整備を

除き、原則として新規の整備は行わない」こととしています。

「まちづくりの戦略上重要な施設」としては、将来にわたり真に必要なサービスを提供していくために必要な「本市の発展や財政基盤の強化につながる施設」、社会情勢や構造の変化等により、法令上又は行政が担うべき「市民生活に欠かすことの出来ない施設」、市域を超えた広域の利便性向上が期待され、近隣自治体との連携により効率的な運営が期待できる「広域連携の核として位置付けられる施設」が該当しますが、こうした施設を整備する場合においても、既存施設の有効活用やPPP（公民連携）による効率的・効果的な公共サービスの提供などに留意しながら検討を進めていきます。

#### （４）広域連携による整備・管理運営

大規模なホールや図書館などは、相模原市民のみならず、近隣自治体の住民を含め、広域的な利用が見込まれる施設です。また、こうした施設は、比較的近接したエリアにおいて、同様のサービスを様々な団体が提供している実態が多く見られます。

現在も、図書館などは、近隣自治体や大学との協定や連携による相互利用サービスを実施しているところですが、今後、更新時期を迎える施設については、それぞれの自治体が単独で設置・運営するという従来の考え方だけにとらわれず、国、地方自治体、さらには民間も含め、共同での施設設置や管理運営、相互利用などを積極的に推進することにより、効率的かつ利便性の高いサービス提供を目指していくことに留意します。

#### （５）建物の長寿命化

将来にわたり公共施設におけるサービス提供を継続していく上では、本プランで示した公共施設の複合化や多機能化等による再編・再配置を推進するとともに、既存の施設を出来るだけ長期にわたり安全で快適な状態で使用し、また効果的・効率的に施設の改修や維持管理を行うことで、財政負担の軽減や平準化を図るため、建物の長寿命化に向けた取組が重要です。

平成25年11月には、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象とした「インフラ長寿命化基本計画」が国において策定されました。各地方公共団体は、国からの要請により、インフラ長寿命化計画（行動計画）に当たる、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組んでいるところであり、本市においても、平成27年3月に、「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」を策定しました。

今後は、「公共施設等総合管理計画」に基づき、メンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる単位ごとに、目標使用年数や点検・診断、改修サイクルなどを定めた「長寿命化計画」や、対象施設ごと、部位・設備ごとに、更新までの点検・修繕等の時期及び費用をまとめる「長期修繕計画」、定期的な点検や診断により個別の施設状況を踏まえた「修繕実施計画（5か年程度）」を作成し、優先度の高い施設から修繕・改修等の予算配分を行うための仕組みを構築していきます。

#### （６）未利用資産（土地・建物）の有効活用

公共施設マネジメントを推進し、市が保有する建物の総量削減が進めば、未利用となる土地や建物が新たに生まれますが、これらの未利用資産は、今後、市としての活用見込みがない場合には、

単に施設の維持費のみがかかることとなります。

一方、これらの未利用資産については、公共施設の改修や更新の財源確保として、民間への賃貸や売却等による収入を得られる可能性もあります。

このため、公共施設の複合化や多機能化などを検討する際は、再編・再配置後に生まれる跡地の有効活用を見据え、対象となる公共施設周辺の土地や建物の民間ニーズの把握に努めるとともに、PPP（公民連携）による民間からの提案の促進方策（インセンティブの在り方等）を検討します。

#### （7）PPP（公民連携）の推進

今後、多様化・高度化する行政需要や政策課題に的確かつ持続的に対応していくためには、「相模原市PPP（公民連携）活用指針」に基づく、民間のノウハウや経営資源を積極的に活用した効率的・効果的な公共サービスの提供が重要です。

このため、公共施設の整備・更新等に当たっては、基本構想や基本計画の策定など早期の段階から、PPP/PFI手法の導入による民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した効率的・効果的な整備を検討するとともに、維持管理運営業務についても、指定管理者制度の導入や包括的に維持管理・運営を民間に委託するなど、コストの削減やサービス水準の向上に向けた取組を推進していきます。

#### （8）住民参加（市民協働）

公共施設は、単に必要な行政サービスを提供するだけでなく、地域活動の拠点として、地域住民が永く愛着をもって利用できる施設とすることが重要です。

このため、公共施設の複合化や多機能化による再編・再配置の検討に当たっては、地区まちづくり会議等を活用し、構想段階から実行段階に至るまで、区やまちづくりセンターなどの地域のまちづくりを所管する部署と施設所管課が連携し、地域に密着したコミュニケーションを図る住民参加のプロセスに留意します。

また、市民の理解を深めるため、本市を取り巻く現状や課題、公共施設マネジメントの必要性等について、リーフレットやホームページ、出張講座等による積極的な周知を図ります。

#### （9）庁内横断的な取組の推進

公共施設の複合化や多機能化による再編・再配置の検討に当たっては、対象となる施設が複数の施設所管課にまたがることが想定されることから、主体となる所管課を明確にし、部局間調整や予算措置、地域との調整を進めていく必要があります。

現在は、庁内横断的な組織である「公共施設マネジメント検討調整会議」を設置し、公共施設マネジメントに関する方針等を検討しているところですが、今後は、こうした枠組みの活用やモデル事業を実施することにより、具体的な事業段階における庁内体制の強化やルールづくりに向けた取組を進めます。

#### （10）PDCAによる着実な推進

本プランに基づき、公共施設マネジメントを推進するためには、PDCAサイクルに沿って、モデル事業をはじめ、具体的な取組を実践するとともに、各事業の進捗状況や事業の実施による効果

の検証を行い、次の取組につなげていくことが重要です。

各施設所管課においては、本プランで示した方向性を踏まえ、施設分類別の具体的な再編・再配置方針を検討し、各部門別計画に反映していく必要があります。

また、公共施設マネジメントを所管する部署（公共施設等総合管理計画所管課）においては、事業の進捗や効果を的確に把握するためのモニタリング手法を定め、その情報や結果を庁内に展開していくことにより、着実に公共施設マネジメントの取組を進めていきます。

**説明：PPP／PFI手法**

PPP（Public Private Partnership）とは、PFIを始めとした、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民意の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図る手法です。PPPの中には、PFIのほか、指定管理者制度、公設民営方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

PFI（Private Finance Initiative）とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）、いわゆるPFI法に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、行政サービスの提供を民間主導で行うことにより、効率的かつ効果的なサービスの提供を図る手法です。

## 2 施設に関する部門別計画への反映

本市では、新・相模原市総合計画を補完し、具現化する計画として、各専門分野に関わる、いわゆる部門別計画を策定しています。

今後、具体的な公共施設の再編・再配置を進めるためには、各部門別計画を策定又は改定する際に、本プランの考え方を踏まえた施設分類ごとの具体的な再編・再配置方針の検討を行い、その内容を計画の中に反映していくことが重要です。

このことは、厳しい財政状況の中においても、市民ニーズに対応した施策の充実や必要な行政サービスを継続して行く上で、計画の実効性や実現性を高めることにもつながります。

ここでは、「部門別計画への反映に当たり考慮すべき事項」と「部門別計画に記載すべき事項」を示します。

### 【部門別計画への反映に当たり考慮すべき事項】

項目	考慮すべき事項
人口・財政・社会的要請等による変化・影響	① 年齢階層別将来人口推計 ② 将来的な財政推計 ③ 社会的要請
公共施設マネジメント取組方針における基本的な視点	① 持続可能な都市経営 ② 横断的かつ柔軟な取組 ③ 市民との協働
公共施設マネジメントの基本方針	① サービス・機能の必要性に応じたサービス提供の適正化 ② サービス提供に利用する施設（建物）の適正化 ③ 建物を長期にわたり安全で快適な状態に維持し、将来コストの平準化を図るための適切な予防保全の実施 ④ 民間委託等の適切な手法を活用した、効率的・効果的な管理運営 ⑤ 受益と負担の適正化、市民や地域との協働の推進 ⑥ 市民の便益向上や収益確保を図るための未利用資産の活用 ⑦ 専管組織の設置など、全庁的・総合的な視点から公共施設マネジメントを実施するための環境整備
施設配置の基本的な考え方（施設分類ごと）	① 施設配置の基本的な考え方 ② 将来想定される施設配置の方向性 ③ あらかじめ検討が必要な事項 ④ 想定される効果
施設配置の方向性（22地区）	① 施設の状況 ② 施設配置の方向性

【部門別計画に記載すべき事項】

項目	記載すべき事項
公共施設の基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の再編・再配置を検討する上での基礎情報として、所管施設の施設総数、施設の築年数、施設の利用状況などを記載する。</li> </ul>
施設配置の基本的な考え方 (施設分類ごと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管施設の「施設配置の基本的な考え方(施設分類ごと)」の内容を記載し、本プランとの整合を図る。</li> </ul>
施設分類ごとの再編・再配置方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>「施設配置の基本的な考え方(施設分類ごと)」を踏まえた具体的な方針として、「再編・再配置方針(配置方針・整備手法・運営手法)」、「期別の再編内容(複合化・多機能化、集約化等)」を記載し、施設配置の方向性を示す。</li> </ul>
再編・再配置の実現による効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の再編・再配置を進めることにより、公共施設マネジメントの視点(施設数、延床面積、コスト)から、どのような効果があるのかを記載し、モニタリング等の進捗管理指標として活用する。</li> </ul>

**相模原市公共施設マネジメント推進プラン**

平成29年3月

相模原市企画財政局企画部経営監理課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15

TEL042-754-1111（代表）

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>